

水産業振興プラン

東京における持続可能な漁業と水産業の競争力強化

令和3(2021)年6月



水産業振興プランの改定に当たって

高度に都市機能が集積した世界有数の大都市でありながら、東京では地域の特性を活かした水産業が営まれ、都民の食生活を支えています。その営みを通じ、美しい自然や豊かな食文化などが継承されてきました。

東京を東西に貫流し東京湾へと注ぐ多摩川では、漁業者をはじめとする多くの人々の努力で清流のシンボルであるアユが復活を果たしました。

また、東京湾では、都市化の進展など漁場環境の変遷を経ながらも漁業が受け継がれてきました。「江戸前」の魚貝類の供給を通じ、寿司やてんぷらなど、今や世界中で親しまれるようになった食文化を育んでいます。

さらに、我が国の排他的経済水域のおよそ4割を支え、日本有数の好漁場に恵まれる伊豆諸島、小笠原諸島の島々では、サザエ、イセエビ、キンメダイ、カツオ、クロマグロなど多様な水産物や、「くさや」など独自の水産加工品が生産され、都民の食生活に彩りを与えています。

こうした東京の水産業を振興するため、東京都では平成26年に策定した「水産業振興プラン」に基づき水産資源管理の推進や、漁業経営基盤の強化などに努めてきました。

しかし、地球規模の気候変動がもたらす海洋環境の大きな変化は、水産資源の減少や自然災害の激甚化などとして、東京の漁業にも容赦なく押し寄せています。

また、東京の水産業は、担い手の減少や高齢化、新型コロナウイルス感染症による水産物需要の低迷、デジタル化への対応など様々な課題に直面しており、時代の潮流に対応する柔軟で力強い産業への転換が求められています。

このような課題に対応していくため、東京都ではこのたび「水産業振興プラン」を改定しました。東京の水産業を持続可能で競争力のある産業へと転換していくためのビジョンと施策を明確にしております。

このプランで掲げた未来のビジョンを都民の皆様と共有し、力を合わせながら施策を推進することで、自然と高度な都市機能とが調和した持続可能な首都・東京の創造へとつなげてまいります。皆様の積極的なご協力をお願いします。



令和3(2021)年6月

東京都知事

小池百合子

目次

序 章 水産業振興プランの基本的な考え方	1
第1章 水産業を取り巻く状況	2
第2章 東京の水産業の現状	7
第3章 東京の水産業の目指す方向	17
第4章 東京の水産業の振興の方策	21
基軸1 資源の持続性に配慮した漁業の推進	23
基軸2 水産業の成長産業化に向けた取組の推進	31
基軸3 多様なセクターとの連携強化による多面的機能の発揮	47
基軸4 コロナ禍による市場変化への対応	55
資料編	
前プランの主な取組と成果	58
東京都農林・漁業振興対策審議会答申(概要)	60



水産業振興プランの 基本的な考え方

1 本プランの位置付け

平成26年3月に策定した現行の「水産業振興プラン」(以下「プラン」という。)は、平成26年(2014)年4月から令和5年(2023)年までの10年間を計画期間としていますが、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとしています。

現行プランの策定以降、東京都(以下「都」という。)は、資源、経営、流通・消費、多面的機能の視点から持続可能な水産業を実現する施策を展開してきました。

しかし、東京の水産業は、漁業者の急速な減少や高齢化に加え、漁獲がキンメダイに偏重し、その資源も減少傾向にあるなど、持続的な発展を遂げていくうえで多くの不安材料を抱えています。

また、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、「新しい生活様式」、「新しい日常」に対応した水産業のあり方についても模索していく必要があります。

さらに国は、平成30年12月に水産資源の管理強化と水産業の成長産業化に向け70年ぶりとなる漁業法の大規模な改正を行い、魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め管理する漁獲可能量(Total Allowable Catch)制度(以下「TAC」という。)などを定めた漁業法が令和2年12月から施行されました。

そこで、水産業を取り巻くこれらの課題に対応し、新たな施策を展開するため、プランの改定を行うこととしました。

都は、プラン改定に先立ち、令和2年1月に東京都農林・漁業振興対策審議会に対して「東京における持続可能な漁業と水産業の競争力強化」について諮問を行い、都が果たすべき役割などについて、同年12月に答申を受けました。

本プランは、答申の実現に向け、今後都が重点的に取り組む施策などを明らかにするとともに、都民、漁業者、漁業協同組合(以下「漁協」という。)、区市町村などと共有し、相互の連携や各主体の取組の促進を期待するものです。

2 計画期間

本プランは、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間の計画としていますが、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画期間中の見直しを図ります。